

## 第2章 生活安全の確保と警察活動

平成12年には、ストーカー事案の増加、道路、公園、駐車場・駐輪場、共同住宅等における犯罪の増加、少年非行の深刻化、一般市民が被害者となる発砲事件、大量の覚せい剤密輸事件、景気が低迷する中での多重債務者の弱みにつけ込む金融事犯、悪質な産業廃棄物事犯を始め、市民生活の安全と平穏を脅かす様々な問題が発生した。

警察では、これらの状況に的確に対応するため、地域の「生活安全センター」としての交番の基盤整備、相談業務の強化、地域住民、企業、地方公共団体、NPO等との協働による地域安全活動の強化、犯罪防止に配慮した環境設計活動の推進等に努め、地域住民に身近な犯罪、事故の予防活動、犯罪の検挙活動を行うとともに、ストーカー行為による被害防止、少年の非行防止、けん銃等の摘発及び供給の遮断、薬物乱用の防止、良好な風俗環境の保持、正常な経済活動の確保のための諸対策等を強力に推進している。

### 第1節 地域の安全を守る諸活動

#### 1 地域の「生活安全センター」～交番，駐在所

交番，駐在所（以下「交番等」という。）は、地域警察活動の拠点として全国各地に置かれており、その受持ち区域において、住民の要望にこたえるための活動を行うとともに、すべての警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民のための「生活安全センター」



交番